職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 0

部 を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

広 島県知 事 湯 崹 英 彦

広島県条例第三十二号

する条例の一部を改正する条例 職員の給与に関する条例及び広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関

(職員 の給与に関する条例の一部改正)

第一条 うに改正する。 職員の給与に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第二十二号) \mathcal{O} _ 部 を次 のよ

改正する。 次の表の改正前 0 欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

改 正 後

(給与の種類)

第二条職員の給与は、給料並びに初任給調整第二条職員の給与は、給料並びに初任給調整等当、管理職員特別勤務手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)、時間外勤務手当、特理勤務手当、夜間勤務手当、定時制通信教育手当、按書派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含物。以下同じ。)、時間外勤務手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、定時制通信教育手当、特別勤務手当、使理職員特別勤務手当、住居手当、勘勤手当及び義務教育等教員特別手当とする。

(災害派遣手当)

(災害派遣手当)

(災害派遣手当は、災害対策基本第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本第十四条の六 災害派遣手当は、災害対策基本第十四条の大津用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成十二条第一項(武力攻撃事態等における国民において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八成二十四年法律第三十一号)第二十六条の八成二十四年法律第三十一号)第二十六条第一項に規定する法律(平成二十五号)第五十六条第一項に規定する。

給与 の種類)

改

正

前

第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整第二条 職員の給与は、給料並びに初任給調整等当、管理職員特別勤務手当、住居手当、持大型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含数。)、産業教育手当、定時制通信教育手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含数。以下同じ。)、時間外勤務手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、定理職員特別勤務手当、住居手当、通勤等当、使理職員特別勤務手当、住居手当、通勤等当、使理職員特別勤務手当、住居手当、通勤等手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、通勤等手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、通勤等手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、活動整等工作。 第二条 勉手当及 「及び義務教育等教員特別手当とする。管理職員特別勤務手当、期末手当、開て、夜間勤務手当、宿日直手当、管理院

して支給する。 に滞在することを要する場合に、その者に対る職員が、住所又は居所を離れて本県の区域

2·3 (略)

支給する。在することを要する場合に、その者に対して在することを要する場合に、その者に対して負が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞

2・3 (略)

(広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部改正)

第二条 第三十八号)の一部を次のように改正する。 広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成二十年広島県条例

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

2 第二条 (答) (給与の種類) 改 正 後 2 第 条 (給与の種類) 改 正 前

所

この条例は、公布の日から施行する。